

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議（第 52 回）開催結果概要

1 日時

令和 3 年（2021 年）7 月 13 日（火）14 時 00 分から 16 時 30 分

2 場所

PCB 情報処理センター（室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8）

3 出席者

- ・ 円卓会議委員 13 名、登別市、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、北海道立総合研究機構
- ・ 事務局（北海道、室蘭市）
- ・ 傍聴者 18 名、報道 7 社

4 内容

- （1）監視円卓会議について
- （2）第 51 回監視円卓会議議事録について
- （3）前回監視円卓会議での課題に対する報告等について
- （4）北海道 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について
- （5）福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について
- （6）その他

5 議事概要（座長選出まで事務局、以降の議事は船水座長の司会により進行）

（1）座長選出等について

- ・ 事務局から、委員会改選後、初めての会議開催であるため、改選委員を紹介
- ・ 委員の互選により、船水委員が座長として選出され、船水座長が吉田委員を副座長として指名。

（2）監視円卓会議について 【資料 1】

- ・ 委員改選後、初めての会議開催であるため、事務局から資料 1 により、監視円卓会議の設置経過及び目的について説明。

（3）第 51 回監視円卓会議議事録について 【資料 2】

- ・ 前回開催した会議の議事録について、資料 2 により確認。
- ・ 前回会議の議事録については、今後も委員の個人名を記載しないこと、次回会議で委員の確認を得る形とすることについて座長が確認し、各委員了承。

（4）前回監視円卓会議での課題に対する報告等について 【資料 3-1～3-3】

- ・ 環境省から、資料 3-1 及び資料 3-2 により「北海道事業エリアの処理の見通しについて」、「ネオントランスの処理について」により説明。

- ・ JESCO から、資料 3 - 3 により説明。

《主な質疑等》

【委員】資料 3 - 1 について、今後の掘り起こし量（推計）は、これが全てか？

→自治体での調査結果と推計値を合わせたもので、安全側に推計しているものの、この見込みより大きくなることは否定できない。（環境省）

【委員】計画的処理完了期限内にでてこなかったものの取り扱いはどうなるか？

→ そういった状況にならないよう、期限内に処理できるよう促進・努力する。北海道処理事業の期限である、令和 7 年度末までには処理完了が可能であり、この期限を超えて出てきた場合には、国において検討したいと考えているところ。（環境省）

【委員】安定器等について、もともとの北海道事業エリアの分と同じくらいの首都圏の分を受け入れるとなったとき、環境省は十分処理できると説明を受けた。いまさら厳しいというのがよくわからない。

→ 平成 26 年に受け入れの拡大をお願いし、その後掘り起こし調査などにより当初の見込み量より 1.6 倍の対象量となった。期限通りの処理ができるのか、ということについては、計画的処理完了期限のあとに事業終了準備期間というものがあり、安定器についてはこの処理の期限が令和 7 年度末となっているので、この期限内には処理が可能と見込んでいる。（環境省）

【委員】資料 3 - 2 について、現在保管中や使用中の量が示されているのはなぜか？また、平成 28 年の調査に出てこなかった理由は何か？

→ 保管中のものは、現時点で各事業者が保管しているもの、使用中のものはネオントランスとして使用されているもので、どちらもこれから処分の手続きとなるものであり、ネオントランスとしては 664 台、今後処分されるものが残っているということ。これらの機器については、平成 28 年の調査より以前に保管または使用の届出がなされていたため、平成 28 年の調査では追加的に見つからなかったものと考えられる。（環境省）

【委員】掘り起こしの状況について、具体的にどのようなやり方で進めているのか？

→ 変圧器・コンデンサについては使っている人がある程度わかるので、その情報を元に調査をしてきて、ほぼ完了している。安定器等については、住宅地図などから古い工場などを探して、調査をしている。（環境省）

【委員】期限内処理に向けた、TVCM など、今後も取り組みを継続していくべき。

→ TVCM や関係団体を通じた取り組みの周知、安定器等の現地調査が必要な場合は環境省や産廃振興財団の技術者等が行くことも含め、継続的に対応していく。（環境省）

(5) 北海道 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について【資料 4 - 1 ~ 4 - 7】

- ・ JESCO から、資料 4 - 1 から 4 - 5 により、PCB 廃棄物の処理事業、施設の稼働状況、施設のトラブル事象及び内部技術評価結果について説明。
- ・ 事務局から、資料 4 - 6 及び 4 - 7 により、PCB 処理事業にかかる環境モニタリング結果及び JESCO 北海道事業所に対する立ち入り検査状況について説明。

《主な質疑等》

【委員】資料4-3における、コンデンサの年間処理量が2,000台程度であることを考えると、資料3-1における残り6,000台あまりの処理は困難と理解するが、JESCOの見解は如何か。
→ これまでの処理実績から、推計量の多くがコンデンサであることを想定しており、コンデンサは過去最大6,000台から7,000台程度の年間処理実績がある。これまで残台数の状況から、年間2,000台程度の処理能力としてきたが、令和3年度は3,000台の処理量を目標とし、計画的完了期限内での処理完了に向け取り組んでいるところ。

(6) 福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について【資料5】

環境省福島地方環境事務所から、資料5により福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について説明。

《主な質問・意見》

※多くの委員が発言を希望したため、回答を後日整理とし、質問及び意見のみ記載する。

- 仮置場の現状と、返還のために必要な作業はどのようなものか
- スライド21における199台分の測定は、いつ行われたものか
- いつから福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理を室蘭で行う話を進めていたのか
- 保管場所での保管状況はどのように管理しているか
- フェリーによる輸送を想定しているとのことだが、海難事故時の対応はどのようなものか
- 通常のPCB処理における運搬と同様に、GPSにより追跡できるようにされたい
- 安全安心なものであれば、室蘭で処理を行い福島の復興に協力したい
- IAEAの考えに基づく、この4Bq/cm³未満のもののみ持ち込むという考えは、規制除外、規制免除、クリアランスのどの区分に該当させる考えか？あるいは、法的整理はどのようなになっているのか
- 公衆被ばくの追加線量について、1mSvとして許容することを詳しく教えてほしい
- 表面汚染密度が4Bq/cm²を上回ったものはどのように処分するのか
- 今回の高濃度PCB廃棄物と、通常処理している高濃度PCB廃棄物が、どのように違うのか、放射性物質がどのように付着しているかについて説明してほしい
- 福島県内のバックグラウンドの放射線量がどのくらいを示した上で、表面汚染密度を測定しているのかを示してほしい
- 廃掃法では放射性物質及び放射性物質に汚染されたものを規制から除外している。放射性汚染物質対処特措法との関係や今回の処理についての法的整理について説明してほしい
- 汚染対策地域内の高濃度PCB廃棄物全体でどのくらいの放射性物質が付着しているのか、総量を明示してほしい

(7) その他

- ・次回会議については、通常の間隔よりも早め、福島県内の汚染廃棄物対策地域内の高濃度PCB廃棄物処理について議事を継続することとした。